

介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書

我が国では急速な高齢化の進行等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し、介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保と資質の向上が不可欠となっている。

こうした中、介護福祉士を目指し介護福祉士養成施設に修学する者の修学資金にかかわる経済的負担を軽減する「介護福祉士等修学資金貸付制度」は、介護福祉人材確保に大きな役割を果たしている。

また、求職者を対象として介護福祉士を養成する「離職者訓練制度」は受講生の社会的経験が豊富で学習意欲も高く、訓練を受講した者の多くを介護福祉士として輩出している。

本年2月、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が取りまとめた報告書では「2025年に向け、介護人材を量・質ともに安定的に確保するための道筋を示すことが喫緊の課題」とするとともに、その後6月には国から2025年度の介護人材の需給ギャップが37.7万人にもなるとの推計が公表されたところである。

よって、国におかれては、このような現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化を図ること。
- 2 介護福祉士養成に係る「離職者訓練制度」を継続して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様